

入江崎水処理センター
西系水処理施設上部 PPA 事業

公募要領

川崎市上下水道局
下水道部 下水道計画課

1 趣旨

本公募要領は、川崎市が所有する入江崎水処理センターに太陽光発電設備を導入し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA（電力販売契約）方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

また、本事業は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下、交付金）が別途交付されるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

入江崎水処理センター西系水処理施設上部 PPA 事業

(2) 事業場所

入江崎水処理センター西系水処理施設上部（川崎市川崎区夜光3丁目2番地2号）

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 担当部署

川崎市 上下水道局 下水道部 下水道計画課

3 交付金

本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱」に基づき、本市から事業者へ交付金（補助率2/3）を交付できるものとする。ただし、当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合がある。

4 参加資格

- (1) 本市の「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」又は「令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」において、次のいずれかの条件で登録されている者又はプレゼンテーション及びヒアリング審査までに登録を得る見込みの者であること。なお、登録を得る見込みの者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年4月19日（金）までに行うこと。

- ア 「委託業種：設備設計 種目：電気設備設計」
- イ 「委託業種：施設維持管理 種目：電気・機械設備保守点検」
- ウ 「委託業種：その他業務 種目：その他」
- エ 「物品業種：産業機器 種目：建設・電気機器」
- オ 「物品業種：その他の物品販売 種目：電気供給」

- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（SPC（特別目的会社）を設立する共同事業者に限る。）であること。なお、共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができず、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。また、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

優先交渉権者として選定された共同事業者が SPC を設立する場合、本市が認めた場合を除き、SPC を基本協定書の締結日までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。当該 SPC に出資する者は、基本協定書の期間が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPC の株式について譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

- (3) 専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、平成 21 年 4 月以降において実績を有すること（太陽光発電設備の設置を完了し、電力需給契約を締結している場合に実績を有することとし、記載は 3 件まで可とする）。なお、類似の事業とは、以下の事業をいう。

- ・ PCS（パワーコンディショナ）容量 1,000kW 以上の太陽光発電所の建設・運営事業

- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者のいずれかの資格

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

- (6) 応募者は、次のア～オのいずれにも該当する者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者
- イ 国税又は市区町村税の未納がない者

- ウ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者
- エ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していない者
- オ 次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 川崎市上下水道局契約規程（昭和 41 年 12 月 28 日水道局規程第 28 号）第 2 条の規定により一般競争入札に参加できない者
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和 63 年 9 月 1 日 63 川財工第 166 号）第 2 条又は第 3 条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者
 - (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

5 提出書類

原則として、PDF ファイル形式等の電子データを CD-R 等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存して提出する。また、以下（1）～（4）の他に本市が別途書類の提出を求めることがある。

(1) 公募型プロポーザル参加意向申出書

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

(2) 会社概要

様式 2 に必要事項を記入し、提出する。

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。ただし川崎市の業者名簿登録がある場合については、下記ウ～エの書類は、提出不要とする。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

- ウ 登記事項証明書、印鑑証明書
- エ 納税証明書（国税・市区町村税）
- オ 貸借対照表及び損益計算書
- カ 誓約書（様式3）

(4) 企画提案書

- ア 提案書（様式4）
- イ 事業の実施内容（様式5）
- ウ 事業実施体制（様式6）
- エ 過去の類似業務実績（様式7）
- オ 提案契約単価等（様式8）
- カ チェックリスト（様式9）

6 企画提案書の内容

別紙仕様書及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）」に記載のある太陽光発電設備に関する交付要件を参照のうえ、以下の内容で作成すること。なお、企画提案書の参考資料として、公募型プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認められた事業者に対し、「別紙1 参考資料」に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

(1) 事業の実施内容（様式5）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・事業期間・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 設備設置仕様

- (ア) 本事業で設置する設備（太陽光発電設備、パワーコンディショナ等）の容量に関する検討結果を示すこと。
- (イ) 各種設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- (ウ) 各種設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位kg/m²）を記載すること。

ウ 各種対策

(7) 設備容量の検討にあつての余剰電力対策に関する考え方を示すこと。

(4) JIS C 8955 (2017) に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）への対応、台風等の気象条件への耐久性、反射光による光害対策についても提案すること。

エ 非常時・停電時利用の内容

非常時・停電時の利用方法を提案すること。なお、提案については、当該施設が津波避難施設であること等を踏まえ、非常時・停電時のシステム構成、操作方法、運用方法、使用可能出力等を示すこと。

オ 広報（環境）への取組

本事業における環境教育や住民周知に係る取組として発電量や温室効果ガス排出削減量に関する広報について提案すること（かわさき下水道広報施設ワクワクアクの利用も可とする）。

カ 将来ビジョンの提案

本市では入江崎水処理センター以外の上下水道施設においても PPA 事業等を活用しながら太陽光発電設備を設置する予定である。ただし、上下水道施設は太陽光発電設備で発電した電力を全て自家消費できる施設だけではなく、電力消費の少ない施設もあり、このような施設においては蓄電池の活用やオフサイト PPA 等を検討する必要がある。

以上の点を踏まえ、今後の太陽光発電に関する上下水道施設一体の事業推進に向けて、配慮すべき事項や PPA 事業等の在り方について提案すること。

(2) 事業実施体制（様式 6）

ア 工事遂行能力、市内中小企業者の活用

(7) 事業実施体制図を記載すること。

(4) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フローを記載及び添付すること。

(5) 市内中小企業者の活用がある場合は企業数と主な役割について記載すること。市内中小企業者の役割について物品調達のみは提案対象外とする。なお、市内中小企業者の活用がある場合は「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱」における市内中小企業者であることの誓約書（第 2 号様式）を企画提案書提出時に提出すること。優先交渉権者以外の誓約書は後ほど破棄する。

イ 業務遂行能力

運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（スケジュール、定期点検・設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制について記載すること。

ウ 環境への配慮

環境配慮に関する計画（設備の設置、施工、維持管理等に関する施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等））について記載すること。

エ 財務状況

(ア) 直近の自己資本比率を記入すること。個別計算書類を添付すること。

(イ) 直近2年間の経常利益を記入すること。個別計算書類を添付すること。

オ 事業期間中のリスク対応

(ア) 故障、緊急時の対応体制図を記載すること。

(イ) 事業期間中のリスク対策（損害保険の適用範囲、事業者が破綻した場合の事業継承先の有無、設備の導入・運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容、その他の対策等）について記載すること。

(3) 過去の類似業務実績（様式7）

過去の類似業務実績の概要を記載すること。また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い）。

(4) 提案契約単価等（様式8）

提案契約単価を提案すること。提案にあたり以下の点に留意すること。

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した上限価格を超えない価格で提案すること。上限価格は、参加資格確認結果通知書送付後に提示する。単価は、小数点以下第2位まで示すこととし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」（補助率2/3）を活用する場合は、その場合の額を示すこと。対象経費は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）」を参照すること。
- ・単価の計算根拠資料を添付すること。
- ・日射量は国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公開する日射量データベース閲覧システムの MONSOLA-20 の地点 53392529、気温は気象庁が公開する1991年～2020年までの横浜（神奈川県）地点における以下の平均値を使用すること。

横浜（神奈川県）地点の1991年～2020年までの気温の平均値（単位：℃）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6.1	6.7	9.7	14.5	18.8	21.8	25.6	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7

- ・単価は、本プロポーザルにおける提案条件として設定する。そのため、提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。契約単価は、PPA 事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮のうえ協議により別途定める。

年間発電電力量及び温室効果ガス排出削減量について提案すること。提案にあたり以下の点に留意すること。

- ・施設における年間発電電力量(kWh)及び入江崎水処理センターの年間使用電力量に占める割合(%)を記載すること。年間発電電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。
- ・入江崎水処理センターの年間使用電力量は13,756,270kWh(令和4年度6kV系全体の実績値)とすること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(環境省)にて示されている「電気事業者別排出係数一覧(令和6年提出用)」の代替値にある0.429kg-CO₂/kWhを使用すること。
- ・計算根拠資料を添付すること。

(5) チェックリスト(様式9)

様式5～様式8に記載をした事項に○をつけ、一部事項についてはその概要を記載すること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・業者が特定できる要素の記載については禁止とする(企業名・ロゴ等の記載)。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提案書は、「6 企画提案書の内容」の項目に沿って記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。

また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8 提出方法等

(1) 提出の形式

提出書類（ア 公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類、企画提案書）は、原則として、PDFファイル形式等の電子データにて、CD-R等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存し、直接持参又は郵送とする。

(2) 提出期限

ア 公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類

令和6年4月19日 17時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和6年5月8日までに結果を参加資格確認結果通知書（様式10）により通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、各種建築図面、構造計算書、施設の屋上空きスペース図、屋上写真、1年間の電力使用量の60分値、現在の電力契約の情報、自家消費料金の上限価格、接続点図面等を提供する。
- ・公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式13）を提出すること。

イ 企画提案書

令和6年6月10日 17時（必着）

(3) 提出場所

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎12階
担当課 : 上下水道局 下水道部 下水道計画課
担当者 : 矢澤、山森
電話 : 044-200-3209
FAX : 044-200-3980
電子メール : 80gkeika@city.kawasaki.jp

9 現場見学

現場見学を希望する場合、現場見学参加申込書（様式 12）を提出するものとする。

(1) 参加受付

ア 受付期間

令和 6 年 3 月 29 日～4 月 5 日 17 時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「入江崎水処理センター西系水処理施設上部 PPA 事業現場見学参加申込」とすること。また、電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 日程の通知方法

現場見学の日程は、本市の指定日時とし、電子メールにて通知するため、受信後、必ず確認メールを本市へ返信すること。

(3) 現場見学期間等

令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 4 月 19 日までの期間で、9 時～17 時まで（12 時～13 時を除く）の指定した期間とする。なお、現場見学に参加できるのは 1 希望者当たり最大 5 名までとする。

見学場所は、入江崎水処理センター西系水処理施設上部、西系水処理施設電気室及びかわさき下水道広報施設ワクワクアクアとする。

10 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式 14）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和 6 年 3 月 29 日～4 月 26 日 17 時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「入江崎水処理センター西系水処理施設上部 PPA 事業公募要領に関する質問」とすること。また、電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。なお、公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類に関する質問は 4 月 5 日 17 時までに提出すること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和6年5月15日 17時までに、本市ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）こととし、口頭による個別対応は一切行わない。また、提出期限までに到着しなかった質問および回答に対する再質問に対しては、原則回答しない。

11 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、「入江崎水処理センター西系水処理施設上部PPA事業プロポーザル評価委員会」（以下、プロポーザル評価委員会という。）において審査する。本市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、プロポーザル評価委員会の各委員が「別紙2 評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定する。合計評価点が同点の場合は、提示された提案契約単価がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。提案契約単価も同額の場合は評価委員長の判断により優先交渉権者を決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、仕様を満足する場合には優先交渉権者として選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 日時

令和6年6月下旬（予定）

イ 会場

川崎市役所内会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。説明にPC等を用いる場合は、提案者のPC等を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市にて用意する。

エ 発表時間について

プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分程度とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、ヒアリング審査後、令和 6 年 7 月下旬（予定）に参加者全員に速やかに結果通知書（様式 15）により通知する。

(3) 契約の締結について

選定した優先交渉権者と仕様書、企画提案書等に基づき詳細を協議し、令和 6 年 9 月下旬（予定）に基本協定を締結する。後日、提案契約単価以下かつ適正な事業単価にて契約を締結するものとする。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

基本協定書、事業契約書等の本事業に必要な契約書類の作成等は事業者にて行う。

協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザル評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) スケジュール

本事業に係るスケジュールは次のとおり予定している。

	項目	日程
1	公募型プロポーザル実施の告示	令和 6 年 3 月 29 日
2	現場見学参加申込書の提出期間	令和 6 年 3 月 29 日～ 4 月 5 日
3	現場見学	令和 6 年 4 月 8 日～ 4 月 19 日
4	質問受付	令和 6 年 3 月 29 日～ 4 月 26 日
5	公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限	令和 6 年 4 月 19 日
6	公募型プロポーザル参加意向申出書提出者あてに参加資格確認結果通知書、別紙 1 の参考資料の送付	令和 6 年 5 月 8 日
7	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和 6 年 5 月 15 日
8	企画提案書の提出期限	令和 6 年 6 月 10 日

9	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年6月下旬（予定）
10	優先交渉権者の発表（審査結果通知）	令和6年7月下旬（予定）
11	基本協定書の締結	令和6年9月下旬（予定）

12 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、川崎市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13 失格要件

公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、参加資格喪失通知書（様式 11）により通知し、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、プロポーザル評価委員会が不適切と判断したとき。

14 Summary

- (1) Goods/services to be procured

The installation and servicing of photovoltaic power generation equipment for Iriezaki Water Treatment Center under a Power Purchase Agreement (P.P.A.)

- (2) Proposal submission deadline

5:00 p.m., June 10th, 2024

- (3) For inquiries, please contact:

Sewerage Planning Section, Sewerage Department, Kawasaki Waterworks and Sewerage Bureau, Kawasaki City, Kanagawa 210-8577

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-8577 Japan

TEL: 044-200-3209

別紙1 参考資料

- 1 公募型プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、交付する電子データ
 - ・施設一覧詳細（契約電力、屋上空きスペース面積など）
 - ・各種建築図面
 - ・構造計算書
 - ・施設の屋上空きスペース図
 - ・屋上写真
 - ・1年間の電力使用量の60分値
 - ・自家消費料金の上限額
 - ・接続点図面

- 2 本市の主な計画等
 - ・川崎市環境基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>
 - ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>
 - ・川崎市地域防災計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-40-1-2-0-0-0-0-0.html>
 - ・川崎市津波ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000046474.html>
 - ・川崎市洪水ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>
 - ・川崎市内水ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000125074.html>

- 3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に関する要綱等
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領、
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）、
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>
 - ・川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139745.html>

別紙2 評価基準

評価項目		評価の視点	配点	項目別配点
1. 技術提案	1-1 実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	5	30
	1-2 設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法、設備出力が基準値を満たし、かつ設備仕様が具体的であるか。また、単位面積あたりの重量の提案が妥当であるか。	4	
	1-3 各種対策	①余剰電力対策・②荷重対策・③気象条件対策・④光害対策の提案は具体的か。	10	
	1-4 非常時・停電時利用の内容	実用性の高い提案がされているか。津波避難施設に配慮した提案か。	5	
	1-5 広報（環境）への取組	本事業における環境教育や住民周知に係る取組として発電量や温室効果ガス排出削減量に関する広報について提案されているか。	3	
	1-6 将来ビジョンの提案	本市における今後の太陽光発電に関する上下水道施設一体の事業推進に向けて、配慮すべき事項やPPA事業等の在り方の提案は有用か。	3	
2. 実施体制	2-1 工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	3	25
	2-2 市内中小企業者の活用	市内中小企業者の活用はなされているか。	2	
	2-3 業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	5	
	2-4 環境への配慮	施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か（周辺住民への対応含む）。	5	
	2-5 財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか（自己資本比率、経常利益の黒字期間等）。	5	
	2-6 事業期間中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	5	
3. 実績	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	5	5
4. 経済性・環境性		契約単価（円 / kWh） 20点×提案された契約単価の最低額÷当該応募者の提案する契約単価	20	40
		温室効果ガス削減量（t-CO ₂ / 年） 20点×当該応募者の提案する削減量÷提案された削減量の最大値	20	
計			100	100